

## 第1章　総　　則

### 第1節　目　　的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、湧別町防災会議が作成する計画であり、湧別町の地域に係る防災に関し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等の災害対策を実施するに当り、防災関係機関がその機能のすべてをあげて、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため具体的な事項を定め本町防災の万全を期することを目的とする。

#### 用語の定義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- |            |   |
|------------|---|
| 1. 基　　本　　法 | 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）   |
| 2. 救　　助　　法 | 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）   |
| 3. 町防災会議   | 湧別町防災会議   |
| 4. 本部（長）   | 湧別町災害対策本部（長）  |
| 5. 町防災計画   | 湧別町地域防災計画   |
| 6. 防災関係機関  | 湧別町防災会議条例（平成 21 年条例第 172 号）第 3 条に定める委員の属する機関  |
| 7. 災　　害    | 災害対策基本法第 2 条第 1 号に定める災害「暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その他その及ぼす被害の程度において、これらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう」 |

## 第2節 防災関係機関等の処理すべき事務及び業務の大綱

湧別町防災会議の構成機関及び公共団体、その他防災上重要な施設において、その防災上処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。

区分	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
指定地方行政機関	北海道総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> <li>災害時における通信の確保及び非常通信の訓練、運用、管理に関すること。</li> <li>非常通信協議会の運営に関すること。</li> </ol>
	網走開発建設部 遠軽開発事務所	<ol style="list-style-type: none"> <li>直轄工事区域内の河川改修、維持管理修繕及び災害復旧を行うこと。</li> <li>国道の維持管理及び災害復旧を行うこと。</li> <li>被災地の交通情報の収集及び交通路の確保を行うこと。</li> </ol>
	北海道農政事務所 北見支局	<ol style="list-style-type: none"> <li>災害時における米穀の確保、応急配給及び緊急輸送を行うこと。</li> </ol>
	網走西部森林管理署	<ol style="list-style-type: none"> <li>所轄国有林につき保安林の配置の適正化と施業の合理化を図ること。</li> <li>直轄国有林の復旧治山及び予防治山を実施すること。</li> <li>林野火災の予防対策をたてその未然防止を行うこと。</li> <li>災害時において地方公共団体等の要請があった場合、可能な範囲において緊急対策及び復旧用材の供給を行うこと。</li> </ol>
	紋別海上保安部	<ol style="list-style-type: none"> <li>気象予報（注意報を含む）、警報並びに気象情報等の船舶への周知及び災害情報の収集を行うこと。</li> <li>災害時において船舶の避難誘導及び救助、海上犯罪の予防、航路障害物の除去等を行うこと。</li> <li>災害時において、遭難者、救援用物資、人員等の海上輸送を行うこと。</li> </ol>
	網走地方気象台	<ol style="list-style-type: none"> <li>気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。</li> <li>気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。</li> <li>気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。</li> <li>地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。</li> <li>防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。</li> </ol>
	北海道 (知事部局) オホーツク総合振興局	<ol style="list-style-type: none"> <li>オホーツク総合振興局地域災害対策連絡協議会に 関すること。</li> <li>防災に関する組織の整備を図り、資材の備蓄、その</li> </ol>

		<p>他災害予防措置を講ずること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>3. 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関するこ と。</li> <li>4. 町及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け総合調整を図ること。</li> <li>5. 自衛隊の災害派遣要請に関すること。</li> </ol>
	オホーツク総合振興局 網走建設管理部 遠軽出張所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 水防技術の指導を行うこと。</li> <li>2. 災害時において関係河川の水位、雨量の情報収集及び報告を行うこと。</li> <li>3. 災害時において関係公共土木被害の調査を実施すること。</li> <li>4. 公共土木施設災害対策を実施すること。</li> <li>5. 被災地の交通情報の収集及び交通路の確保を行うこと。</li> </ol>
	オホーツク総合振興局 保健環境部 紋別地域保健室	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害時における医療救護活動を推進すること。</li> <li>2. 災害時における防疫活動等の指示を行うこと。</li> <li>3. 災害時における給水、清掃等環境衛生活動を推進すること。</li> <li>4. 医療、防疫、薬剤の確保及び供給に関する調整を行うこと。</li> </ol>
北海道警察	遠軽警察署	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害時において、住民の避難誘導及び救助、犯罪の予防及び交通の規制等を行うこと。</li> <li>2. 災害情報の収集を行うこと。</li> </ol>
湧別町	湧別町役場	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 町防災会議に関する事務を行うこと。</li> <li>2. 防災に関する組織の整備を図り、資材の備蓄、地域内の災害予防応急対策の総合調整を講ずること。</li> <li>3. 町の所掌に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を行うこと。</li> </ol>
	湧別町教育委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の指導を行うこと。</li> <li>2. 教育施設の被害調査及び報告に関すること。</li> <li>3. 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関すること。</li> </ol>
遠軽地区 広域組合	遠軽地区広域組合 消防署湧別出張所 上湧別出張所 及び湧別町消防団	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 消防活動に関すること。</li> <li>2. 水防活動に関すること。</li> <li>3. その他災害時における救護活動に関すること。</li> </ol>
指定公共 機関及び 指定地方 公共機関	郵便事業(株) 北海道支社湧別 支店及び上湧別支店	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害時における郵便輸送の確保及び郵政業務運営の確保を図ること。</li> <li>2. 郵便の非常取扱いを行うこと。</li> </ol>
	東日本電信電話(株) 北海道事業部 (委任機関～株)NTT東日本 -北海道東支店北見営業支店)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 気象官署からの警報を市町村に伝達すること。 (NTT東日本)</li> <li>2. 災害時優先電話を設定し、災害時に利用制限を実施し重要通信の確保を図ること。</li> </ol>

	3. 被災電話設備の応急対策及び復旧対策を行い通信の確保を図ること。	
N H K 北見放送局	1. 気象警報及び被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと。	
北海道電力(株)旭川水力センター遠軽土木課 北海道電力ネットワーク(株)北見支店遠軽ネットワークセンター	1. 所管のダム施設等の防災管理を行うこと。 2. 災害時における電力の円滑なる供給を行うよう努めること。	
遠 軽 医 師 会	1. 災害時における救急医療を行うこと。	
公共的団体 及び防災上 重要な施設 の 管理 者	湧別町農業協同組合 えんゆう農業協同組合 湧別漁業協同組合 遠軽地区森林組合	1. 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策を行うこと。 2. 被災組合員に対する融資及びその斡旋を行うこと。
	湧別町商工会	1. 災害時における物価の安定及び救助物資の確保について協力すること。 2. 被災商工業者に対する融資及びその斡旋を行うこと。
	湧別町社会福祉協議会	1. 災害時における災害ボランティアセンターの設置・運営を行うこと。 2. 被災者の保護についての協力に関すること。
	北海道北見バス(株) 遠軽営業所	1. 災害時における避難者及び救援物資の緊急輸送を行うこと。
	町内輸送事業者	1. 災害時における救援物資の緊急輸送等につき関係機関の支援を行うこと。
	一般病院・診療所	1. 災害時において医療防疫対策について協力すること。
	危険物関係施設の 管 理 者	1. 災害時における危険物の保安に関する措置を行うこと。
	湧別建設業協会	1. 災害時における応急対策の実施協力に関すること。

## 第3節 湧別町の地勢と災害の概要

### 1. 位 置

湧別町は北海道の東北部、オホーツク総合振興局管内の中央部に位置し、東にサロマ湖を擁して佐呂間町及び北見市に接し、西はシブノツナイ川を境として紋別市に続き、南は遠軽町に接し、北はオホーツク海に面している。

北緯 44 度 15 分～43 度 59 分      東経 143 度 24 分～143 度 46 分

### 2. 地勢と面積

面積は湧別川を中心に西部及び東南部に広がり東西 29.4km、南北 31.2km で総面積 505.79k m<sup>2</sup>を有しサロマ湖及びシブノツナイ湖を除き大部分を山林で占めている。地形は、北部オホーツク沿岸地域は湧別川を挟み東西に湧別原野が広がり、東部は北見山脈の分脈嶺が南北に隣接町に続いている。南部は湧別川沿いに平野が続き、西部はシブノツナイ湖に沿って原野が広がり、奥地は山間部となっている。

一般的に海岸線沿いは平坦地であり、山間地域は緩傾斜地である。

また、湧別原野及び芭露、志撫子、計呂地の各河川に広がる原野の地質は、礫、砂及び粘土からなる氾濫原堆積物でできており、地震発生により液状化の可能性が高い地域となっている。

### 3. 気 象

湧別町の気象は、亜寒帯低温乾燥地に属し、オホーツク海型気候地域として一般に低温で、日照時間は長いが降水量及び冬期間の積雪量は少なく、冬のオホーツク海は流氷でとざされるため非常に寒く、春になると宗谷海峡からの暖流が入り高温となる。

### 4. 災 害

#### (1) 融雪増水

融雪増水は山地融雪期の4月中旬から発生するが、本町を流れる河川の堤防は整備されていて危険性が少なくなっている。

#### (2) 雪 害

本地域は11月から3月にかけて降雪期となり、その量は70cmになることがあり、吹雪による交通被害の発生が予想される。

#### (3) 暴風雨被害

暴風雨は本地方だけに限られていないが、例年9月から11月にかけて多く発生し、台風の経路によっては多大の被害をもたらすことがある。